

改

正

後

個⑥049 電子機器利用設備を指定事業の用に供しなくなった場合のリース特別控除取戻税額に関する明細書【表面】

(削 除)

改

正

前

個⑥049 電子機器利用設備を指定事業の用に供しなくなった場合のリース特別控除取戻税額に関する明細書【表面】

電子機器利用設備を指定事業の用に供しなくなった場合のリース特別控除取戻税額に関する明細書

(平成 年分) 氏名

供用廃止設備の明細	資産区分	種類①			
		設備の名称②			
		賃借年月日③	平 . . .	平 . . .	平 . . .
		リース契約期間の月数④	月	月	月
		指定事業の用に供した年月日⑤	平 . . .	平 . . .	平 . . .
		指定事業の用に供しなくなった年月日⑥	平 . . .	平 . . .	平 . . .
		指定事業の用に供した月数(⑤-⑥)⑦	月	月	月
	税度額相当限度額	リース費用の総額⑧	円	円	円
		基準リース料(⑧× $\frac{50}{100}$)⑨			
		税額控除限度額相当額(⑨× $\frac{7}{100}$)⑩			
供用廃止設備のリース税額控除実施額の計算	供用年のリース税額控除実施額の計算	供用年の特則控除額(供用年の特別控除に関する明細書(本表)の㉑)	⑪		
		⑪のうち既にリース特別控除の取戻しの適用を受けた設備がある場合	⑭の計⑫		
			⑫又は(⑫+⑬)⑬	⑬の⑭	⑬の⑫+⑬
			⑬+⑭⑭		
		供用廃止設備のリース特別控除額相当額(⑪-⑭(赤字のときは0))⑮			
	供用年の翌年のリース税額控除実施額の計算	供用年のリース税額控除実施額(⑩と⑮の少ない方の金額)⑯	⑯	⑮	
		供用年の翌年における繰越税額控除限度超過額の控除実施額の合計額(供用年の翌年の特別控除に関する明細書(本表)の㉒)	⑰		
		供用年の取得に係る繰越税額控除限度超過額(供用年の特別控除に関する明細書(本表)の㉓)	⑱		
		供用年の翌年の特別控除に関する明細書(付表)の⑮-⑲	⑲		
		供用年のリース控除の対象設備のうち既にリース特別控除の取戻しの適用を受けた設備がある場合	⑲の計⑳		
			㉑又は(㉑+㉒)㉒	㉒の㉑	㉒の㉑+㉒
			㉒+㉓㉓		
		供用廃止設備の繰越税額控除限度超過額控除実施相当額(⑰-⑱-㉓(赤字のときは0))㉔			
		㉔-㉓㉕			
		供用年の翌年のリース税額控除実施額(㉔と㉕の少ない方の金額)㉖	㉖	㉕	
リース特別控除額の計算	供用年の取戻税額	$⑱ \times \frac{(⑲-㉓)}{⑲}$	㉗		
		供用年分のリース特別控除取戻税額の合計	㉘		㉘の計
	供用年の翌年の取戻税額	$㉕ \times \frac{(⑲-㉓)}{⑲}$	㉙		
		供用年の翌年分のリース特別控除取戻税額の合計	㉚		㉚の計
供用廃止設備の供用年に対象事業の用に供した他の供用廃止設備で既にリース特別控除の取戻しの適用を受けた供用廃止設備の明細					
設備の名称⑳					計
指定事業の用に供した年月日㉑		平 . . .	平 . . .	平 . . .	
指定事業の用に供しなくなった年月日㉒		平 . . .	平 . . .	平 . . .	
リース費用の総額㉓		円	円	円	円
供用年のリース税額控除実施額㉔					
供用年の翌年のリース税額控除実施額㉕					

改 正 後	改 正 前
個⑥049 電子機器利用設備を指定事業の用に供しなくなった場合のリース特別控除取戻税額に関する明細書【裏面】 (削 除)	個⑥049 電子機器利用設備を指定事業の用に供しなくなった場合のリース特別控除取戻税額に関する明細書【裏面】 電子機器利用設備を指定事業の用に供しなくなった 場合のリース特別控除取戻税額に関する明細書 この明細書は、青色申告者が平成14年改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第10条の3第11項の規定による電子機器利用設備を指定事業の用に供しなくなった場合のリース特別控除取戻税額の計算をする場合に使用します。 この明細書は、供用廃止設備の供用年の異なるごとに用紙を改めて記載し、修正申告書に添付してください。 1 記載要領 (1) 「④」欄及び「⑦」欄は、層に従って計算し、1月未満の端数は切り上げて記載します。 (2) 「⑧」欄には、電子機器利用設備のリース契約期間において支払われる費用の額（当該設備の賃借に係る費用以外の費用の額は除きます。）を記載します。 (3) 「⑩」欄から「⑫」欄には、供用年の翌年に指定事業の用に供しなくなった電子機器利用設備については記載せず、供用年の翌々年以降に指定事業の用に供しなくなった電子機器利用設備についてのみ記載します。 （注） 供用年の翌年に指定事業の用に供しなくなった電子機器利用設備に係るリース特別控除実施額のうち取戻しの対象となるのは、供用年のリース税額控除実施額のみであることに留意してください。 (4) 「供用廃止設備の供用年に指定事業の用に供した他の供用廃止設備で既にリース特別控除の取戻しの適用を受けた供用廃止設備の明細」の各欄には、この明細書によりリース特別控除取戻税額の計算をする供用廃止設備と供用年が同じである他の電子機器利用設備で、既に指定事業の用に供しなくなったためリース特別控除の取戻しの適用を受けた供用廃止設備がある場合に記載します。 (5) 「⑭」欄と「⑮」欄には、既にリース特別控除の取戻しの適用を受けた他の供用廃止設備についてリース特別控除取戻税額の計算をする際に使用したこの明細書の「⑬」欄と「⑯」欄の金額をそれぞれ記載します。 （注） 供用年の翌年に指定事業の用に供しなくなった電子機器利用設備については、「⑭」欄のみに記載し、「⑮」欄には記載しないことに留意してください。 2 提出先 納税地を所轄する税務署長 3 根拠条文 旧措法第10条の3（この制度は平成14年3月31日をもって廃止されました。）